

実務的に大きいのは欠格要件の見直し



弁護士
弁護士

佐藤 泉 氏に聞く

廃棄物 処理法 改正 動向を 読む ③

廃棄物処理法は数度の改正を重ね、非常に難解な法律になっていくと指摘されることが多い。様々な企業に対して、廃棄物問題に関する法律や実務に関するアドバイスを行っている弁護士佐藤泉氏は、今回の改正案について、「規制の強化と合理化を旨としたものと評価できるが、条文が複雑なため混乱を招く可能性があるのでは」と分析する。佐藤氏に今回の改正で留意すべき点、産業界や地方行政に与える影響などを指摘してもらった。

元請の責任が軽減されたとの誤解も
——今回の法改正案についてどう見るか。
「今回の条文案を見ると、廃棄物処理制度専門委員会の報告書の内容からは変わって来たという印象を受ける。実際の条文にする段階で、報告書の取りまごめ段階で予定していた改正を修正せざるを得なかったのだろう。循環型社会における廃棄物処理法のあり方については、製造者の役割分担、3R推進、一般廃棄物と産業廃棄物の区分など、根本的な課題が山積みである。今回の改正は、元々その本質的な部分を対象にしていなくて残念だった。さらに、改正の議論を進めるうちに内容が縮小してい

き、結果として小幅な改正になったと感じる。改正条文が難しいので、法律が余計に複雑になったと思う」
——改正案のポイント
「実務的に最も大きいのは欠格要件の見直しだと考えている。連鎖的取り消しを制限するということ、規制緩和である。破産などの個人的なトータルで関連会社の許可が連鎖的に取り消される危険があることは、廃棄物処理業を不安定にしていた。今回の改正によって、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、役員が兼任する関連会社の取り消しに結び付かないこととなった。しかし、欠格要件の改正後の条文が難解で、普通に読んだだけでは理解できない。

許可が全国一律に満了すれば分かりやすい

欠格要件は自治体がすべての新規・更新許可案件で審査するものであり、分かりやすいことが必要だ。連鎖的取り消しを制限するのであれば、欠格要件の改正ではなく、業の許可取り消しの部分で軽微な事業については取り消しを行わず、更新申請の補正を認めるなどの方法を採用した方が合理的だったのではないかと見ている。

——建設系廃棄物については、元請に処理責任を一元化することが改正法の趣意であるということだった。確かに、第21条の3第1項では元請業者が排出事業者であると定めている。しかし、同条2項では下請業者が行う保管について下請業者を排出事業者とみなす旨、同条3項では下請業者が自ら運搬する場合には下請業者を排出事業者とみなす旨、同条4項では、下請業者が運搬や処分を第三者に委託する場合に、下請業者を排出事業者とみなす旨の規定がある。このように下請業者の行為に一定の配慮をしたために、元請責任の原則が軽減されてしまったのではないかと誤解を与える危険がある。通知等で、下請業者の位置付けを明確化するのかもしれないが、混乱を招くような規定だと思う」

——自治体の負担が大きくなる改正
「施設の維持管理の強化では。」

——自治体が廃棄物処理施設の定期検査を行うことが義務付けられた。しかし、従来から自治体は立入検査を行っている。立入検査は許可施設だけでなく、保管場所やマニフェスト管理等も総合して点検し、指導を行うが、定期検査は施設申請書の範囲に限定せざるを得ないと思われる。新たな制度は必要なかったのではないかと思う」

——処理業の優良化に関する措置は。
「優良業者は許可更新期間を現行の5年より長くするということだが、かえって許可の管理が煩雑になるのではないだろうか。特に収集運搬については、全国の更新期限が一律に満了する方が分かりやすい。現状は、県や政令指定都市ごとにばらばらに許可期限が来るので、排出事業者の委託契約に添付される許可証の管理は大変な作業となっている。また、収集運搬業者の許可更新の申請忘れという例も多い。更新期間が一部の自治体で7年になると、これによって複雑化する可能性がある。もともと許可の数が多すぎるのが問題だ。また、施設については、7年は長すぎるのではないか。車のゴールド免許と同じで、事故が起らないのはあまの事業を行っているからという可能性もある」

——政令で収集運搬については許可を簡素化する方向だが。
「収集運搬の許可は、本来全国で一体化すべきだと思う。政令改正では都道府県単位に集約される可能性があるが、それでも許可の数が減ることは大きな意味がある。更新期間の延長のメリットも出て来るだろう」

——全体としては法改正の効果は少ないと考えるか。
「根本的な部分は変わらず、むしろ自治体の負担などが大きくなる改正ではないかと思う。国が思っている制度で、自治体や産業界など現場が求めている制度と開きがあると感じている。例えば、国は廃棄物の輸入を促進するというが、自治体は流入規制を行っている。循環型社会の中で、時代の変化に応じた制度の抜本見直しが必要ではないだろうか」